



# 山形県公報

平成22年2月12日(金)  
第2117号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……129

### 告 示

○県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……134

○県道の供用の開始……………(村山総合支庁建設総務課) ……同

○道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同

○同……………( 同 ) ……同

○同……………( 同 ) ……135

○同……………( 同 ) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会2月定例会の招集……………136

### 公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商業経済交流課) ……同

○一般競争入札の公告……………(出 納 局) ……137

○同……………(病院事業局) ……139

## 規 則

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第4号

#### 山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「ヲ 免疫機能障害に関する診断」を

「ヲ 免疫機能障害に関する診断  
ワ 肝臓機能障害に関する診断」に改める。

別記様式第1号の3中

「視覚 年 聴覚 年 平衡 年 音・言 年 そしやく 年 肢体 年 心臓 年  
じん臓 年 呼吸器 年 膀・直 年 小腸 年」を

「視覚 年 聴覚 年 平衡 年 音・言 年 そしやく 年 肢体 年 心臓 年  
じん臓 年 呼吸器 年 膀・直 年 小腸 年 免疫 年 肝臓 年」に改め

る。

## 別記様式第2号(3)総括表の項中

- 「 身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害部位が上下肢及び体幹にまたがる場合は、個別の部位についての等級も記載のこと。] を」
- 「 身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害部位が上下肢及び体幹にまたがる場合は、個別の部位についての等級も記載のこと。ただし、同一疾病による下肢及び体幹の機能障害は、いずれか上位等級の障害 に改め、同で単独認定されるので原則として指数合算を行わないこと。] 」

## 様式肢体不自由の状況及び所見の項中

## 計測法：

上肢長：肩峰 → 橈骨茎状突起 前腕周径：最大周径 を  
下肢長：上前腸骨棘 → (脛骨) 内果 大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径 (小児等の場合は別記) 」

## 「 歩行能力及び起立位の状況 (該当するものを○で囲むこと。)

- (1) 歩行能力 : 正常に可能・(2km・1km・100m) 以上歩行不能・不能  
(2) 起立位保持 : 正常に可能・(1時間・30分・10分) 以上困難・不能

## 計測法：

上肢長：肩峰 → 橈骨茎状突起 前腕周径：最大周径  
下肢長：上前腸骨棘 → (脛骨) 内果 大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径 (小児等の場合は別記) 」

に、「底曲」を「底屈」に、「背曲」を「背屈」に改める。

別記様式第2号(5)心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)の項中「Vを」を「V<sub>1</sub>を」に改める。

別記様式第2号(12)の次に次の1様式を加える。

## 様式第2号(13)

## 身体障がい者診断書・意見書（肝臓機能障がい用）

## 総 括 表

氏 名	年 月 日生	男 女
住 所		
① 障害名（部位を明記）		
② 原因となつた 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他（ ）	
③ 疾病・外傷発生日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真所見及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定）		年 月 日
⑤ 総合所見		
		[将来再認定 要 ・ 不要] (再認定の時期 年 月)
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所 在 地		
診療担当科名	科	医師氏名 印
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・ 該当する。（ 級相当）		
・ 該当しない。		
(注) 1 障害名には、現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺 <sup>ひ</sup> 、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄 <sup>さく</sup> 等原因となつた疾患名を記入してください。		
2 障害区分や等級決定のため、山形県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

肝臓の機能障害の状況及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日（第1回）		検査日（第2回）	
	年 月 日		年 月 日	
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ		なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	
腹水	なし・軽度 中程度以上		なし・軽度 中程度以上	
	概ね $\ell$		概ね $\ell$	
血清アルブミン値	$g/d\ell$		$g/d\ell$	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	$mg/d\ell$		$mg/d\ell$	
合計点数	点		点	
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無		有 ・ 無	

- (注) 1 90日以上180日以内の間隔において実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。  
2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

<Child-Pugh分類>

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ 超	2.8~3.5g/dℓ	2.8g/dℓ 未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ 未満	2.0~3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ 超

- (注) 1 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム（1981年）による。  
2 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね1ℓ以上を軽度、3ℓ以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によつてコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを摂取していない	○ ・ ×	○ ・ ×
改善の可能性のある積極的治療を実施	○ ・ ×	○ ・ ×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

- (注) 肝臓移植を行った者であつて、抗免疫療法を実施している者は、1、2、4の記載は省略可能である。

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg/dℓ以上		有 ・ 無
	検査日	年 月 日	
	血中アンモニア濃度150μg/dℓ以上		有 ・ 無
検査日	年 月 日		
血小板数50,000/mm <sup>3</sup> 以下		有 ・ 無	
検査日	年 月 日		
症状に影響する病歴	原発性肝がん治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	特発性細菌性腹膜炎治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	胃食道静脈瘤 <sup>りゅう</sup> 治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染		有 ・ 無
最終確認日	年 月 日		
日常生活活動の制限	1日1時間以上の安静 <sup>が</sup> 臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある		有 ・ 無
	1日に2回以上の嘔吐 <sup>おう</sup> あるいは30分以上の嘔気 <sup>おう</sup> が月に7日以上ある		有 ・ 無
	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある		有 ・ 無

該当個数	個
補完的な肝機能診断又は 症状に影響する病歴の有無	有 ・ 無

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別記様式第2号(3)及び別記様式第2号(5)の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正前の別記様式第1号、別記様式第1号の3、別記様式第2号(3)及び別記様式第2号(5)の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

## 告 示

### 山形県告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成22年2月19日山形市に招集する。

平成22年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成22年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山辺中山線
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字山辺字七ツ石2443番から  
同 字菅ノ町5859番まで
- 3 供用開始の期日 平成22年2月12日

### 山形県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成22年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成22年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 椿長井線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡飯豊町大字黒沢字叶内2961番地1から 同 2984番地1まで	旧	36.0メートル } 19.5	142メートル
同 上	新	66.0メートル } 21.5	同 上

### 山形県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成22年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成22年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡飯豊町大字萩生字北三本柳959番1から		旧	31.0メートル	10メートル
同	3599番1まで		17.0	
同	上	新	39.0メートル	同上
			17.0	

## 山形県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成22年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成22年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩生黒沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡飯豊町大字萩生字北三本柳959番1から		旧	12.2メートル	289メートル
同	3596番まで		8.2	
同	上	新	16.0メートル	同上
			12.5	

## 山形県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成22年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成22年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩生黒沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡飯豊町大字黒沢字叶内2982番地1から		旧	26.0メートル	96メートル
同	2985番地1まで		20.0	
同	上	新	27.0メートル	同上
			26.0	

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第4号

山形県教育委員会2月定例会を次のとおり招集した。

平成22年2月12日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成22年2月16日（火） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員会
- 3 議 題
  - (1) 県立高校教育改革実施計画の一部改訂について
  - (2) 山形県立高等学校キャンパス制設置要綱の制定について
  - (3) 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

### 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成22年6月12日まで縦覧に供する。

平成22年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
おーばん村山店  
東根市温泉町三丁目14番11号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社おーばん 尾花沢市横町一丁目9番39号  
代表取締役 二藤部洋
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 1,320平方メートル  
(変更後) 2,895平方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - イ 駐車場の収容台数  
(変更前) 83台  
(変更後) 208台
    - ロ 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 21台（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 100台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
    - ハ 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 91平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 203平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
    - ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 8立方メートル (位置については縦覧に供する図面のとおり)  
 (変更後) 23立方メートル (位置については縦覧に供する図面のとおり)

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株 式 会 社 お ー ば ん	午前9時	午後10時

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株 式 会 社 お ー ば ん	午前9時	午後10時
株 式 会 社 葉 王 堂	午前9時	午後9時
未 定	午前9時	午後9時

ロ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2か所 (位置については縦覧に供する図面のとおり)  
 (変更後) 3か所 (位置については縦覧に供する図面のとおり)

ハ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前7時から午後8時まで  
 (変更後) 午前6時から午後9時まで

4 変更年月日

平成22年9月23日

5 届出年月日

平成22年1月22日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年6月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県広報誌「県民のあゆみ」の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成22年3月24日（水） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量

山形県広報誌「県民のあゆみ」

年間予定数量 2,439,600部（年6回発行）

- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成23年3月31日まで
- (4) 納入期限及び納入場所 各発行号ごとに仕様書により指定する。
- (5) 入札方法 1部当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

- (6) 予定価格 16,5342円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成22年1月22日付け県公報第2111号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2721

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成22年3月15日（月）午前11時までに山形県出納局経理課調達担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については、入札説明書による。

### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Yamagata Prefectural Public Relations Magazine “Steps Forward” (“Kenmin no ayumi”) Quantity : approximately 2,439,600copies yearly
- (2) Time-limit for tender : 10:00A. M., March 24, 2010
- (3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2721

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、感染性廃棄物の収集運搬業務及び処分業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年2月12日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
- (2) 日 時 平成22年3月24日（水） 午前11時40分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び予定数量

#### イ 感染性廃棄物の収集運搬業務

- (イ) ポリ容器（20ℓ） 4,500個
- (ロ) 段ボール箱（50ℓ） 7,200個
- (ハ）段ボール箱（80ℓ） 16,000個

#### ロ 感染性廃棄物の処分業務

- (イ) ポリ容器（20ℓ） 4,500個
- (ロ) 段ボール箱（50ℓ） 7,200個
- (ハ）段ボール箱（80ℓ） 16,000個

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

- (4) 入札方法 (1)イの(イ)から(ハ)まで及びロの(イ)から(ハ)までごとの1個当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、(1)のロの(イ)及び(ハ)の産業廃棄物のうち中間処理を行わず直接最終処分を行うものがある場合は、当該産業廃棄物の処分業務に係る落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から1個当たりの産業廃棄物税額を差し引いた金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から1個当たりの産業廃棄物税額を差し引いた金額の105分の100に相当する金額に1個当たりの産業廃棄物税額を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成21年度山形県物品調達等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け山形県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
- (4) 2の(1)のイの役務に係る営業に関し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定により必要な許可（以下「本件収集運搬業の許可」という。）及び2の(1)のロの役務に係る営業に関し同条第6項の規定により必要な許可（以下「本件処分業の許可」という。）を受けていること。ただし、本件処分業の許可を受けていない者にあつては、その者が本件収集運搬業の許可を受けていること並びにその者が落札した場合において2の(1)のロの役務を履行することとなる者が本件処分業の許可を受けていること及び適正に当該役務を履行することを証明できること。
- (5) この公告による他の入札参加者に係る入札において、2の(1)のロの役務を履行する者となっていないこと。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課施設係 電話番号023(685)2660

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成22年 3月12日 (金) 午後 3時までに山形県立中央病院総務課施設係に提出すること。

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。なお、本件処分業の許可を受けていない者が落札者となった場合は、2の(1)のイ及びロの役務を履行する者ごとに契約を締結するものとする。

(4) 当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手續の停止等があり得る。

(6) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(7) 翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(8) 詳細については入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : collection and transportation, disposal of the infectious waste 1 set

(2) Time-limit for tender : 11:40 A.M. March 24, 2010

(3) Contact point for the notice : General Affairs Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-2292 Japan TEL 023-685-2660